

I 総論

2008年におけるJITCO支援研修生数は、経済情勢の悪化の影響を受けこれまでの増加傾向から一転して対前年比4.9%減の68,244人となった。一方、技能実習移行申請者数は、2008年4月～12月において対前年同期比7.2%増の47,204人となっているものの、技能実習移行申請者数の伸び率は昨年引き続き鈍化傾向にある。

政府の経済見通しによると、2009年度の日本経済は年度後半の民間需要の持ち直しへの期待から実質成長率は0%程度と予測されているが、世界の経済金融情勢の動向によって、さらに厳しくまた悪化状況が長びくリスクが存在すると予想されている。したがって2009年のJITCO支援研修生・技能実習移行申請者数に関しても、前年比で減少となることが見込まれるが、今後の経済状況の変動によっては、減少幅が大きくなることも予想される。

このような情勢の中で、2009年度におけるJITCOの業務については、従来からの送出し機関及び受入れ機関の双方における制度の理解不足による不適正事案の発生、研修生・技能実習生の災害・疾病や死亡事故の増加等に加え、経済状況の悪化に起因する受入れ事業中止から生じる研修生・技能実習生の不利益が懸念され、これらに対する迅速かつ的確な対応が要請されている。

また、本年度においては、研修・技能実習制度の改定が行われることにより、事業の適正実施について、法令等を根拠としたより厳格な対応が求められ、また制度の改定内容によっては、種々の対応が必要となるため、JITCOはこれらの動きに対応し、迅速・効果的に情報提供していくとともに、各関係者の一層の制度理解と法令遵守・適正実施を促す取組みが求められている。

こうした状況を踏まえ、2009年度においては、①制度改正内容の周知、②研修・技能実習に係る基準・法令遵守の普及徹底、③個別受入れ機関に対する調査・指導、④受入れ団体等に対する助言・指導等の制度の適正化に向けた取組みの一層の強化、⑤送出し国、送出し機関への制度の周知及び働きかけを積極的に展開する。

さらに、受入れ団体・企業に対する受入れ事業の具体的な実施に係る支援について、①制度利用者の利便性向上に向けた情報システムを活用した申請手続きの合理化、②移行申請受理と移行評価の適正かつ円滑な実施に向けた職種と対象技能等の明確化、③研修・技能実習の成果向上に対する支援としての日本語教育の成果を評価する試験の実施、④制度改正等に関わる各種情報の迅速かつ適切な周知、⑤経済状況悪化に伴う研修・技能実習の継続を行うための支援等を行うこととする。

また、開発途上国等の人材育成という外国人研修・技能実習制度の所期の目的を達成するため、内外の関係者及び広く国民一般の理解が不可欠であることから、ホームページ等の情報媒体を有効活用し、本制度並びにJITCOの活動についての広報に努めることとする。

II 各論

1 海外の関係機関との連絡調整及び情報の収集・提供

今年度は制度改定が予定されているため、定期協議等の場を活用して、送出国政府窓口及び送出国機関に対し制度改定内容を周知徹底するとともに、経済状況の急激な悪化に関し、JITCOとして以下のような対策を取っていることを併せて周知する。

- ア 受入れ機関に対し経済状況悪化対応に係る留意点等の周知
- イ JITCO 緊急相談窓口の開設等相談体制の強化
- ウ 母国語相談体制の強化

(1) 送出国政府と JITCO との定期協議等

① 送出国政府との定期協議の実施

送出国政府へ調査団を派遣し、定期協議を実施し、当該送出国における外国人研修・技能実習制度の適正実施に係る課題の解決を図る。特に、今年度は制度改定が予定されているため、定期協議等の場を活用して、制度改定内容の周知徹底を図る。

② 送出国政府要人等の JITCO 訪問の受入れと意見交換

送出国政府要人等の訪問に積極的に応え、本制度の推進を図るための意見交換を行う。

③ 送出国在京大使館との連携強化

本制度の適正実施や円滑な送出国業務を推進するため、各国在京大使館との連携を強化する。

(2) 送出国機関に対する助言と支援

① 送出国機関セミナーの開催

送出国政府の協力の下に、送出国機関セミナーを積極的に開催し、本制度の趣旨、仕組み及び関係法令、最近の母国語相談事例等の具体的内容について周知徹底を図り、適正かつ円滑な送出国業務の確保に努める。

また、送出国機関セミナーの年間実施計画をHP等で事前に案内して、受入れ機関の同セミナーへの参加を促し、送出国機関と情報交換できる場を提供する。

② 日系企業への制度説明会の実施

送出国に所在する関係機関と連携し、送出国に進出している日系企業に対し制度説明会を開催して制度への適正な理解を推し進めるとともに、日系企業への就職を希望している帰国生の夢が実現できるよう支援する。

③ 送出国事情の調査

送出国事情について実地調査等を通じ的確に把握することにより、地方駐在事務所における巡回指導業務等の円滑化を図る。

④ 帰国生発表会の開催等

送出国機関セミナーの開催にあわせ、帰国生フォローアップ調査の一環として帰国生発表会の同時開催を送出国政府に働きかける。併せて、送出国政府窓口

対し、研修・技能実習成果事例の収集を呼びかける。

(3) 受入れ機関に対する助言と支援

- ① 送出国及び送出国機関に関する情報を収集し、受入れ機関に提供する。
- ② 送出国政府窓口による送出国事情の説明会及び送出国機関と受入れ機関の交流する会（ジョイントセミナー）を開催する。

(4) 適正かつ円滑な送出しのための各国語版の資料を活用した制度の周知

- ① JITCO 白書英語版等の作成・配布
JITCO 白書英語版等制度に関する広報啓発用資料を作成、配布する。
- ② 「研修・技能実習ガイド（仮称）」の作成・配布
従来の「研修生・技能実習生ガイドブック」を制度改定内容を踏まえ見直しを行い、入国前の研修生候補者が送出国において制度や様々な保護措置等について理解し易い体裁とし、新たに「研修・技能実習ガイド（仮称）」として作成し、送出国機関等を通じて本人への普及を図る。
- ③ 「送出しマニュアル」の活用促進
送出国機関等が本制度を正しく理解し、適切な研修生等の送出しを行うよう支援するために作成した各国語版「送出しマニュアル」（英語版、中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、モンゴル語版、カンボジア語版、ミャンマー語版）を広く諸外国の送出国機関等へ普及させ、その活用促進を図る。また、改訂法務省指針の各国語版を周知・徹底するとともに、改訂した「外国人研修・技能実習事業における研修手当、賃金及び管理費等に関するガイドライン」（JITCO ガイドライン）の各国語版についても広く周知・徹底する。
- ④ 「研修生派遣前教育ガイドライン」の周知
各国の送出国機関に各国語版「研修生派遣前教育ガイドライン（日本語教育編及び研修・生活指導編）」（英語版、中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版の5種類）を周知し、研修生の派遣前における教育の充実及び強化を図る。

2 研修生・技能実習生の入国・在留手続等に関する支援

(1) 研修生・技能実習生の入国・在留等に関する相談の実施

研修生・技能実習生の入国・在留等に関する法制度、必要書類及び申請手続に関する相談、案内等の各種支援を行う。

(2) 技能実習生の斡旋業務の実施

総合パンフレット、外国人技能実習制度活用のためのQ&A、ホームページ等を通じ、斡旋業務内容の周知を図る。また、当該事業の見直しを行う。

(3) 研修生受入れ事業の評価・認定の推進

適切かつ効果的な研修の実施を図るため、受入れ機関の申請に基づき、受入れ機関

の行う研修生受入れ事業を評価・認定する。この場合、評価・認定のため必要に応じ受入れ企業等の調査を行う。また、評価・認定委員会の委員による国内受入れ機関及び海外の送出し状況等の調査を実施する。更に事務処理の迅速化を図るため、評価・認定委員会の開催回数を増加する。

(4) 入国・在留関係申請書類の事前点検サービスの実施

受入れ機関・研修生・技能実習生が地方入国管理局に提出する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等の書類の事前点検サービスを実施する。

(5) 入国・在留関係申請書類の取次ぎ事業の推進

受入れ機関や研修生・技能実習生からの依頼により、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等の申請取次ぎを行うとともに、その処理の円滑化に努める。

(6) 迅速な事務処理の推進及びサービス向上

① 受入れ団体入国・在留手続き実務者講習会の開催

入国・在留手続等支援の一環として、地方入国管理局に提出する各種申請書類の作成方法を説明する講習会を開催する。

② 申請書類作成支援システムの開発運用

地方入国管理局に提出する各種申請書類の迅速かつ適切な作成を支援するために、申請書類作成支援システムを開発する。運用開始に当たっては利用方法を解説する説明会を開催するなど、広報・周知に努める。

③ 地方駐在事務所における点検・取次ぎ業務の拡充

申請者の利便性を高め、迅速な処理を図るために、地方駐在事務所における事前点検サービス及び申請取次ぎ業務の拡充に努める。

3 研修から技能実習への移行等に関する支援・指導

(1) 技能実習移行対象職種の拡大への取り組み

国の技能検定職種以外の技能実習移行対象職種の指定に必要な技能評価試験等の審査に当たっては、認定基準に則した JITCO 認定を行う。

(2) 研修から技能実習への移行評価の実施

① 研修成果の評価及び技能実習計画の評価

試験実施機関との緊密な連携等により、必要な技能評価試験の受検を的確に手配し、研修成果の評価を適正・円滑に行う。

また、技能実習計画評価基準に基づき、技能実習計画の評価を適正かつ効率的に行い、実地調査や専門家の意見も含めその適否を判断し、受入れ機関に対し必要に

応じ助言指導を行う。その結果については、研修成果の評価結果と併せて、地方入国管理局に速やかに報告する。

② 職種と対象技能等の明確化

技能実習への移行職種等について、職種別専門検討委員会において、技能実習移行対象職種の内容や範囲をわかりやすく明確にし、検討が完了したものからその結果を厚生労働省と協議の上、速やかにホームページ等に公表する。

③ 移行関係申請書類の改訂への対応

移行関係申請書類の改訂に伴い、受入れ機関等に対しホームページ、かけはし、パンフレット及び研修生受入れ実務セミナー等で周知を行うとともに、ホームページで改訂した様式と記載例を公表する。申請書式の切り替え時期については猶予期間として一定期間を設けるなどし、申請者への配慮を行う。

4 研修・技能実習の成果向上に関する支援

(1) 研修生・技能実習生の技能修得の促進

① 研修計画・技能実習計画の作成と履行状況の指導

受入れ機関に対し適切な研修計画・技能実習計画の作成及び技能実習記録の作成を指導する。巡回指導等によりその履行状況を確認し、問題がある場合には必要な指導を実施する。

② 研修生・技能実習生の修得技能の評価促進

ア 「研修計画・技能実習計画と技能評価」の普及促進

受入れ機関が適正な研修計画・技能実習計画を作成し、当該計画に基づき研修・技能実習を適切に実施できるよう JITCO が発刊している「外国人研修・技能実習制度における研修計画・技能実習計画と技能評価」の普及促進を図る。

イ 技能評価の広報活動の充実と報奨金の支給

技能実習成果の確認を確実なものとするため、パンフレット等を作成し、受入れ機関、技能実習生等に対し技能評価試験の受検勧奨を行う。

また、技能実習の成果を確認するため、技能検定試験等の上位級受検を奨励し、基礎1級相当及び随時3級相当以上の合格者に対し報奨金を支給するとともに、技能修得の支援の観点から報奨金制度の見直しを図る。

③ 技能実習修了者に対する修了認定証の交付

所定の技能実習を履修した技能実習生に対して、技能実習修了認定証を発行する。

(2) 研修生・技能実習生に対する日本語教育の支援

① 日本語試験の実施

ア 外国人研修生・技能実習生の各段階における日本語教育の成果を評価するための試験開発を継続して試行試験を実施し、その結果を踏まえて本試験を実施する。

イ 日本語試験開発等のためのその基礎資料として研修や技能実習の場で、どのよ

うな言語運用能力が必要とされているか、企業の日本語指導者及び研修生・技能実習生の双方の面で面接調査を実施する。

② 受入れ機関における日本語教育の支援

ア 日本語指導アドバイザーによる指導強化

これまで実施してきた訪問指導に加え、集合研修におけるモデル授業等を実施する等、受入れ機関の要望を取り入れることにより、指導を一層強化する。

イ 「日本語指導セミナー」及び「日本語指導ワークショップ」の開催

年間計画に基づき、セミナー及びワークショップを実施する。特に、ワークショップについては、継続学習に関する具体策を作り出せるよう運営方法を改善する。

ウ 「外国人研修生日本語修得支援事業」及び「JITCO 日本語奨励事業」の推進

中小受入れ機関による日本語教育の適切な実施を支援するため、「外国人研修生日本語修得支援事業」の助成金を一層周知し、その利用の拡大を図る。また、「JITCO 日本語奨励事業」により、中小受入れ機関による集合日本語研修の適切な実施を促し、本事業の周知を図る。

エ 「日本語教育交流集会」の開催

JITCO に登録されている日本語教育機関を対象に「日本語教育交流集会」を開催し、研修生・技能実習生への日本語教育がより適切に実施されるよう意見交換等を行うとともに、登録日本語教育機関と JITCO の連携を一層密にする。

③ 送出し機関における日本語教育の支援

ア 海外の日本語指導員の資質の向上

海外の日本語指導員を我が国に招聘し日本語教授法等の研修を行う他、我が国の日本語教育の専門家を当該送出し国に派遣し、日本語教授法等に関する研修を実施し、海外の日本語指導員の指導技術の一層の向上を図る。また、併せて、日本語教育用の教材等の供与も実施し、より効果的な日本語授業の実施に貢献する。

イ 「日本語教育支援システム」の開発

送出し機関で日本語の指導員を務める者を対象に、効果的な日本語授業の進め方及びその授業を円滑に実施するための補助教材を、JITCO のホームページを通じて提供することができるシステムを開発する。なお、本システムは、我が国の受入れ機関の日本語指導員も活用できるものとする。

ウ 「日本語交流会」の開催

外国人研修生日本語教育評価検討委員会の委員を主要送出し国に派遣し、派遣前研修の日本語教育に当たる外国人日本語指導員の資質の一層の向上と現在開発中の JITCO 日本語試験の周知と協力依頼等を図る。

④ 「日本語作文コンクール」の実施

「外国人研修生・技能実習生日本語作文コンクール」を実施し、研修生・技能実習生の日本語能力の向上に資する。

(3) 教材等の開発及び提供

- ① 未作成及び改訂を要する職種の「職種別研修テキスト」及び「専門用語対訳集」については、業界の動向、選定職種のニーズの把握等に努めて、適切なテキストを作成する。また、ニーズに応じ、中国語以外の言語の対訳集を作成する。
- ② 研修の対象職種が拡大していることにより、業界団体等が独自に開発する「職種別研修テキスト」に対して支援を行う。
- ③ 研修生・技能実習生が十分な成果を修められるよう、研修生・技能実習生や、送り出し機関、受入れ機関に対し、制度解説書、日本語教育教材、職種別テキスト、健康管理及び安全衛生に関する教材、用語集等について、的確なアドバイスにより適切な教材を提供する。また、教材等を効率的かつ体系的に開発・提供することを目的とした、各部横断の「出版委員会」を的確に運営する。

(4) 研修生・技能実習生の受入れに関する総合的な相談援助

研修生・技能実習生の受入れ団体・企業等に対し、受入れ事業の実施に関する必要な各種相談・援助を行う。

(5) 研修生・技能実習生に対する技能指導及び生活指導の支援

① 「研修指導員セミナー」及び「生活指導員セミナー」の開催

ア 「研修指導員セミナー」の開催

従来から実施してきた研修指導員セミナーと安全衛生セミナーを統合して実施する。

イ 「生活指導員セミナー」の開催

本セミナーについては、生活指導員の役割と事例、職場におけるセクシャルハラスメント防止及び健康管理対策等についてより実情に即した情報を提供することにより生活指導員の資質の向上を図る。また、開催回数は、原則として各ブロックで1回開催する。

② 研修・技能実習の成果事例の収集と提供

模範となり得る技能修得支援、研修・生活指導及び集合研修における日本語教育に関する知識、ノウハウ及び留意点等を取材し、これを「事例集」として取りまとめることにより、受入れ機関の関係者に広く周知する。

また、受入れ機関の責任者等を対象に研修・生活指導に関する「座談会」を開催し、その結果を上記事例集に掲載することにより受入れ機関の関係者に周知する。

さらに、研修・技能実習の成果向上を促進するため、技能修得、日本語教育、帰国生の活躍状況等に係る事例を収集し、広報誌「かけはし」やホームページを通じて公表する。

(6) 外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会への支援

① 外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会との全国会議の開催及び支援

外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会との全国会議を開催し、研修・技能実習の適正かつ円滑な実施に関し、支援・助言を行うとともに、受入れ団体側からの意見・要望を把握する。

また、外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会に対し、その活動を支援するための助成金を支給するとともに、講師派遣などに積極的に協力する。

② 外国人研修生受入れ団体地方連絡協議会の設立支援

研修生受入れ団体が、自主的に問題点の改善に取り組み、研修・技能実習の成果を上げるために、都道府県毎に受入れ団体による地方連絡協議会の設立を支援する。

(7) 受入れ機関等との意見交換会の開催

① 研修生単独受入れ大手企業との情報交換会の開催

企業単独型受入れを行う大手受入れ企業と情報交換会を開催し、研修・技能実習の適正かつ円滑な実施に係る情報の提供や助言を行うとともに、企業側からの意見・要望を把握する。

② 経済団体等との意見交換会の開催

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等との意見交換会を開催し、研修・技能実習実施における必要情報を提供するとともに、団体側からの意見・要望を把握する。

5 研修・技能実習の法令遵守・適正実施の推進

検討されている制度改定内容を踏まえ、研修生・技能実習生の法的保護、不正行為認定事案の撲滅のために、研修・技能実習に適用される関係法令を受入れ機関が遵守・徹底するよう働きかける。また、経済状況悪化に伴う影響が最小限に留まるよう支援する。

(1) 研修・技能実習に係る基準・ルールの普及徹底

① 研修に係る法令等の周知徹底

制度改定内容を踏まえ、受入れ機関等に対し、研修に係る入管法令等の周知徹底・情報提供を積極的に行う。

2007年12月に改訂された「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(改訂法務省指針)及び「外国人研修・技能実習事業における研修手当、賃金及び管理費等に関するガイドライン」(JITCO ガイドライン)(2008年5月15日改訂)の一層の周知徹底を図る。また、2008年度に作成した各国語版についての周知徹底を併せて図る。

② 技能実習に係る労働法令等の周知徹底

制度改定内容を踏まえ、受入れ機関等に対し、「雇用・労働条件管理ハンドブック」により、技能実習に係る労働法令等の周知徹底を図る。また、受入れ企業が技能実習生に対し適正な雇用・労働条件管理を行うよう指導するとともに、同ハンドブックに記載された「技能実習ガイドライン」並びに母国語による「外国人向け労働条件通知書」を活用することにより、技能実習生の労働条件の明確化を図る。さ

らに、技能実習計画に沿った適正な技能実習の実施を促進するため、「技能実習記録」の普及を図る。

③ 制度改定に伴う周知説明会の実施

制度改定に伴い、受入れ機関へ改定内容の周知を図るため全国的に説明会を開催する。制度改定後の事業運営における留意点の説明や法令遵守等を徹底し、更なる事業適正実施を要請する他、経済状況悪化に伴う各受入れ機関の対応について、適切な運営が図られるよう呼びかける。

④ 「研修生向け処遇通知書」及び「研修記録」の普及

研修生の処遇条件の明確化を図るため、母国語による「研修生向け処遇通知書」の普及を図るとともに、研修計画に沿った適正な研修の実施を促進するため、「研修記録」の普及を図る。

⑤ 研修手当・賃金に関する情報及び最低賃金情報の作成配布

研修手当や賃金等の実態を調査し、情報提供する。また、生活保護の支給額との整合性及び就業形態の多様化等を背景に最低賃金法が改正され、最低賃金が引き続き大幅な引き上げとなっていることから、法令違反とならないよう最低賃金についての周知を行う。

⑥ 技能実習実施担当者講習会の開催

制度改定内容を踏まえ、第一次受入れ機関の技能実習実施担当者を対象として、傘下の第二次受入れ機関への適切な指導・助言等を行う体制作りのために必要な知識及び技能実習に係る関係法令等の周知徹底を図るため、「団体監理型外国人研修生・技能実習生受入れ業務Q&A」を使用した講習会を開催する。

⑦ 労務管理セミナーの開催及び自主的に開催する労務管理等講習会への支援

受入れ団体や企業等の責任者及び担当者を対象として、技能実習生の労働条件等の適正管理のための労務管理セミナーを開催する。労働関係法令違反による不正行為認定事案が増加していること、当セミナーに対する要望が強いことから、回数、定員を増やす。

また、第一次受入れ団体が傘下企業を対象に行う「労務管理」等の講習会の自主開催に対し、外部講師費用の支援を行う。

⑧ 集合研修への講師派遣

技能実習を予定する研修生の法的保護に必要な情報の理解を目的とした講習を行うため、受入れ機関の要請に基づき集合研修に講師を派遣する。

(2) 個別受入れ機関に対する調査・指導

① 受入れ団体・企業等に対する調査相談員等による実地調査及び助言

研修生・技能実習生受入れ団体・企業等に対し、調査相談員等が研修の実施状況や帰国促進等について、実地調査の実施及び必要な助言を行う。

② 地方入国管理局からの依頼に基づく調査の実施

地方入国管理局から調査依頼のあった受入れ団体・企業等を調査相談員が実地調査し、在留状況等を地方入国管理局に報告する。

③ 地方駐在事務所による巡回指導

技能実習制度の適正かつ効果的な運営を図るため、技能実習実施企業に対する地方駐在事務所による巡回指導を引き続き推進し、適切な助言・指導を実施する。

また、団体指導については前年度の実施状況を踏まえ必要な見直しを行い、より効果的な事業展開を図る。

さらに、技能実習生との面談では、特に、労働時間と賃金の確認を重点的に行う。

なお、巡回に当たっては、安全衛生アドバイザー、調査相談員と連携して行う。

(3) 受入れ団体等に対する助言・指導

① 受入れ団体等の「自主点検・報告」の実施

2008年度に、新たに入国手続きを行って研修生受入れ事業を開始した団体及び企業で JITCO が入国前事前調査を行った先を対象に、「自主点検」調査及び実地調査を実施し必要な助言を行う。

② 改善実施状況のフォローアップ調査の実施

前年度に在留状況等調査を行ったもののうち、改善を促す文書を送付した受入れ団体及び企業に対し、改善実施状況のフォローアップ調査を行い、改善点の確認及びその他必要な助言を行う。

③ 適正化推進講習会の開催

自主点検調査及び改善状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、制度の適正な運営を図るため、適正化推進講習会を開催する。

④ 受入れ企業等に対する集団指導の実施

研修・技能実習の適正実施を図るため、研修生・技能実習生受入れ企業等との連絡協議会を開催し、特定の集団を対象とする指導の場として活用する。

(4) 研修生・技能実習生の失踪・不法就労防止対策の推進

① 研修生・技能実習生に対する指導

従来から活用してきた研修生・技能実習生向け母国語「研修・技能実習ガイドブック」を、制度改定内容を踏まえ、「研修・技能実習ガイド（仮称）」として新たに作成し、入国前の母国における情報提供の一助とする（1（4）②参照）。また、「研修生の友」等を通じて研修生・技能実習生に必要な情報提供を行い、失踪・不法就労防止に資する。

② 受入れ機関の失踪防止対策の推進指導

在留状況調査や自主点検等の調査、各種セミナー、連絡会議、巡回指導、失踪統計の公表等を通じて、受入れ機関での失踪防止対策の推進を図る。

③ 事業協同組合等に対する指導

団体監理型第一次受入れ機関のうち、事業協同組合や農業分野の受入れ団体におけるトラブルの発生を防止するため、全国及び各都道府県の中小企業団体中央会等、受入れ団体の上部機関との情報交換を行い、協力して受入れ機関に対する指導を実施する。

- ④ 送出し機関への失踪防止対策の要請
送出し国政府との定期協議等の機会を捉え、送出し機関に対して適正な研修生の選抜等管理指導を強化するよう要請する。
- (5) 受入れ機関の不適正事案等への対応
- ① 不適正事案の改善のための助言
不適正な事案が発生した場合には、関係者が地方入国管理局及び労働基準監督署の指導に迅速・的確に対応し、速やかな改善を図るよう助言する。受入れ団体又は受入れ企業の変更が発生する場合には、円滑な変更ができるよう必要な助言を実施する。
また、改善措置の一環として講師派遣を希望する場合には積極的に支援する。
 - ② 受入れ機関等への指導及び研修生・技能実習生への支援
調査相談員の実地調査、地方駐在事務所の巡回指導や研修生・技能実習生からの母国語相談等で判明した問題事案等については、JITCO 内部に設置した相談案件協議委員会による対応及び顧問弁護士の活用等を通じ、受入れ機関等の問題点の改善を指導するとともに、研修生・技能実習生の権利が確保できるよう支援する。
 - ③ 重大かつ悪質な研修・技能実習問題事案の行政への指導要請
JITCO が把握した重大かつ悪質な事案に関し、行政の改善指導による解決を図るため、地方入国管理局及び都道府県労働局等関係行政機関へ情報を提供し、指導要請を行う。
- (6) 国の行政機関等との連携の強化
- ① 法務省・地方入国管理局と JITCO との意見交換会の開催
法務省及び全国 8 地方入国管理局との連絡を密にし、申請取次ぎの手續及び受入れ団体や企業に対する適正な研修実施に関する助言を行うため意見交換会を開催する。
 - ② 研修・技能実習関係地方行政機関と JITCO との連絡会議の開催
全駐在事務所において、関係地方行政機関との連絡会議を主要都道府県において開催し、JITCO からの説明や情報交換を行うことにより連携を強化し、事業の円滑な推進を図る。

6 研修生・技能実習生の安全・衛生の確保と災害補償

(1) 労災事故防止のための助言・支援活動の推進

① 安全衛生巡回相談の実施

全国に配置している安全衛生アドバイザーにより、外国人研修生・技能実習生に対する災害防止・健康確保及び受入れ企業の自主的災害防止体制確立のための個別企業指導を行う巡回相談及び死亡労働災害等の調査・分析・再発防止指導を実施する。

② 労働災害の把握・分析

外国人技能実習生の労働災害を全体的に把握し、「技能実習生の労働条件等に関する自主点検表」により把握した結果の分析・発表を行い、災害防止対策の一助とする。

③ 特別教育テキストの作成

安全衛生法で義務付けられている危険有害業務に係る特別教育を実施するために各国語のテキストの要望が多く、2008年度のグラインダー砥石交換等と粉じん作業用の特別教育テキストに引き続き、2009年度はアーク溶接・フォークリフト運転に係る特別教育について中国語・インドネシア語・ベトナム語・英語版テキストを作成し配布する。なお、雇い入れ時安全衛生教育用テキストも作成する。

④ 危険有害業務に係る安全衛生教育に対する支援

受入れ機関の特別教育担当者が、危険有害業務に係る特別教育を適正に実施できるよう、特別教育講習会の情報提供を行う。

外国人研修生・技能実習生が、危険有害業務に係る各種技能講習を受講しやすいようにするため、言語別・種類別の技能講習の情報を受入れ機関に提供する。

また、外国人対象の技能講習の実施を指定教習機関に要請する。

さらに、安全衛生対策推進検討委員会を開催し、外国人研修生・技能実習生に対する特別教育と技能講習に係る問題点と課題、方針を検討する。

⑤ 自主的に開催する安全衛生等講習会への支援

第一次受入れ機関が傘下企業を対象として自主的に開催する安全衛生の講習会に関して講師招聘等の相談に応じ、講師費用を支援する。

(2) 日常生活における事故・疾病防止のための助言・支援活動の推進

① メンタルヘルス対策の実施

全国に配置しているメンタルヘルスアドバイザーにより、メンタルを重点に心身の健康確保につき、受入れ企業や外国人研修生・技能実習生に対し巡回相談を実施する。

また、外国人研修生・技能実習生及び生活指導員のメンタルヘルスを図るため、メンタルヘルスセミナーを開催する。

② 事故防止健康確保経営者セミナーの実施

経営者の安全衛生・健康確保意識向上を図るため、標記セミナーを実施する。

③ 事故・疾病の把握

事故・疾病件数を把握し、安全衛生・健康確保対策の一助として事故・疾病統計を作成・分析する。

(3) 研修生・技能実習生に対する補償対策の推進

① 労災保険巡回相談

通勤途上災害による死亡事故事案、「労働災害報告書」などで労働災害発生を早期に把握した事案等を対象に、労災保険の適用・受給支援手続き等を指導する。

また、農家など労災保険任意適用事業を中心に、一般的労災保険制度の説明を行

い労災保険加入を促す。

- ② 社会保険・労働保険の任意適用事業である受入れ企業の加入促進
社会保険・労働保険の任意適用事業の受入れ企業に対し、社会保険・労働保険の加入の必要性を広報し、セミナーや巡回相談で要請する。
- ③ 研修生・技能実習生総合保険の迅速給付の促進
外国人研修生総合保険・技能実習生総合保険の保険金請求時の迅速支払の促進を支払幹事損害保険会社に対して引き続き要請する。
- ④ 外国人研修生・技能実習生死亡弔慰金の支給
我が国に在留中に不幸にして死亡した研修生・技能実習生の遺族に弔意を表すために、弔慰金を支給する。

(4) 事故・疾病防止のための情報提供

- ① 受入れ機関向け及び研修生・技能実習生向けに各国語版の事故・疾病防止のための「安全衛生ニュース」を発行する。
- ② 機敏な広報、とりわけホームページを活用して、死亡事故発生状況、作業中災害の原因と対策、また、労働安全関係法令の改正等をこまめに広報する。
- ③ 各種セミナー・パンフレット・労災保険ニュース等で労災保険制度、とりわけ業務上疾病の労災適用や農家への労災保険制度周知について広報を強化する。

7 研修生・技能実習生に対する母国語情報提供と相談支援

(1) 研修生・技能実習生に対する母国語情報提供

- ① 研修生・技能実習生に対する母国語情報「研修生の友」の提供
母国語による情報「研修生の友」（中国語・インドネシア語・ベトナム語・タイ語・英語）を毎月1回発行し、研修成果向上、事業の適正化、研修生等の権利保護を内容とした情報を提供する。第一次受入れ機関に加え、第二次受入れ機関等にも送付し、より確実に研修生・技能実習生に届くように配慮する。
- ② 各国語版労働法令概要パンフレットの配布
技能実習生等に対し、労働法令の概要に関する各国語パンフレット「労働条件のしおり」（中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、英語版、日本語ひらがな版の5種類）を配布するとともに、その周知徹底を図る。
- ③ 母国語・日本語併用の技能実習生向け実習生手帳の配布
「実習生手帳」（中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、英語版、フィリピン語版の6種類）を技能実習移行申請時に受入れ企業経由で技能実習生に配布するとともに、地方駐在事務所による巡回指導時に技能実習生への手交事実を確認する。

(2) 研修生・技能実習生に対する母国語相談等の実施

研修生・技能実習生に対し、母国語（中国語・ベトナム語・インドネシア語）で電

話等による相談・支援を実施しているが、相談体制の一層の充実を図る。特に相談件数の多い中国語・ベトナム語についての相談スタッフを増員し、その教育訓練等を終了した上で配置する。

また、相談内容が重大・悪質な事案で、JITCO 全体として対応が必要な事案については、引き続き相談案件協議委員会等で問題解決に当たる。

(3) 継続が困難となった研修生・技能実習生に対する支援

① 受入れ企業の倒産等に際しての対応

受入れ企業が倒産等した場合には、JITCO としての迅速な対応を行う。この場合研修生・技能実習生の支援に十分留意する。

また、団体監理型受入れにおいて、受入れ企業の倒産等又は受入れ機関の不正行為認定等により研修・技能実習を継続することが困難になった場合であって、研修生・技能実習生本人に責がなく、研修・技能実習の継続を希望するときは、改訂法務省指針を踏まえ管轄の地方入国管理局の指導の下に、研修・技能実習と同じ職種以外の企業に移籍できるよう情報提供等の支援を積極的に行う。

② 受入れ企業倒産における未払賃金立替払制度の迅速な適用促進

受入れ企業が倒産し雇用されている技能実習生に対する賃金不払いが判明した場合は、「企業倒産等に伴う JITCO の対応方針」に基づき迅速に対応する。特に、未払賃金立替払制度が活用できる場合には、関係者に助言支援を行うとともに関係都道府県労働局に要請する。

③ 未払研修手当等の確保のための受入れ機関相互扶助制度の創設の促進

受入れ団体等に対し種々の機会・会議等を捉えて未払研修手当等の確保を図るための相互扶助制度の創設について働きかけるとともに、当該制度の創設及び効果的な運営を促進するための助成制度である相互扶助制度支援事業の活用を図る。

8 研修・技能実習に関する広報・啓発の展開

(1) JITCO 交流大会の開催

受入れ機関並びに研修生・技能実習生の活動状況を広く世間に周知することを目的として、受入れ機関関係者等を対象とした交流大会を開催し、受入れ機関や研修生・技能実習生に対する各種の表彰等を実施する。

(2) セミナー・相談会等の開催及び支援

① JITCO 本部における定例説明会

本制度の説明及び個別相談を行うために定例説明会を毎週開催する。受入れ要件を満たすものについて、研修生受入れ実務セミナーの受講を勧める。

また、ニーズに応じて本説明会の地方開催を実施する。

② 研修生受入れ実務セミナーの開催

受入れ団体・企業等の研修事業責任者・担当者等を対象とした団体監理型コース

セミナーや企業単独型コースセミナーを開催する。

- ③ 建設業関係説明・相談会等の開催及び支援
 - ア 受入れ団体・企業等に対して、出張説明・相談会等を実施する。
 - イ 建設分野の研修・技能実習が適正かつ円滑に行われるよう、特に第一次受入れ機関を中心に支援・助言する。
- ④ 農水産分野等における現地相談会の開催
 - ア 受入れ団体・農家・企業等に対して出張説明・相談会等を実施する。
 - イ 農水産・食品製造分野の研修・技能実習が適正かつ円滑に行われるよう支援・助言する。
- ⑤ 講師派遣事業の推進
 - 全国及び各都道府県中小企業団体中央会等と連携して、中小企業団体等が開催する受入れ事業適正運営のための研修会への講師派遣依頼に対し、本事業を計画的に推進する。

(3) 広報活動の推進

本制度の正しい理解を促進するため、各種の媒体や機会を利用して積極的に情報の発信、受信等を行う。

- ① JITCO 総合パンフレットや各種パンフレット・ガイドブック等による積極的な情報提供
 - JITCO が作成した各種パンフレット・ガイドブックの普及と活用促進を図る。
 - JITCO 総合パンフレットについては、所要の改訂を行い、外国人研修・技能実習制度の中核機関としての JITCO の活動について周知を図る。
- ② ホームページによる迅速かつ広範な情報提供
 - ホームページを活用して、受入れ機関を含む広範な対象向けの有力な情報提供媒体としての特性を活かし、日本語、英語、中国語による迅速かつ的確な広報活動を行う。賛助会員専用のホームページについては賛助会員の関心の高い情報を提供し、賛助会員サービスの充実を図る。
- ③ 総合情報誌「かけはし」の配布及び重要情報の提供
 - 読者のニーズを踏まえつつ、研修成果向上、事業の適正化に関する記事を中心に年6回総合情報誌「かけはし」を発行し、受入れ団体・企業等に無料で配布する。また、読者のニーズに応えるような誌面作りを心がける。
 - なお、「かけはし」及び「研修生の友」（冊子版）の受入れ機関等への直接送付を活用し、関連資料の同封による他の重要情報の確実な提供を行う。
- ④ 「JITCO 白書」の作成・配布
 - 研修・技能実習の実態、JITCO の支援状況、適正化指導等の状況等を取りまとめ、本制度の実施状況及び JITCO の事業を広く理解してもらうための重要な情報発信として「JITCO 白書」を作成・配布する。
 - また、送出し国政府、送出し機関等に対し英文 JITCO 白書（ダイジェスト版）を作成・配布する。
- ⑤ 建設分野の研修生・技能実習生受入れに関する情報提供

建設分野への受入れ機関等に対し、JITCO ホームページ特定業種「建設関係」及び情報紙「JITCO 建設情報」等を活用し、適時・適切な情報を提供する。

⑥ 報道機関等からの取材等への対応

各種報道機関等からの取材等に対し迅速に対応し、研修・技能実習制度及びJITCO 事業の正確な周知に努める。

9 調査研究事業の推進

本制度の実態とあるべき方向等について各種の調査研究を行い、関係行政機関、受入れ団体や企業、研修生・技能実習生等に情報を提供する。

(1) 外国人研修・技能実習制度に関する調査研究事業

- ① 外国人研修生・技能実習生に関する調査研究について、国から受託して実施する場合は、外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資する成果となるように取り組む。
- ② 技能実習生の労働条件等に関する自主点検事業において、機動的かつ効率的に取り組み、その結果を巡回指導などに役立てる。

(2) 技能実習生の技能修得状況、賃金実態等調査の実施

- ① 技能実習を修了した技能実習生の技能修得状況を調査して公表する。
- ② 技能実習生に関する手取り賃金やその内容を自主点検の形式で実施する調査結果を基に分析して公表する。

10 財団としての管理運営業務の推進

(1) 財団の健全経営の推進

① 経営の健全化推進

収入の確保と経費の削減・合理化の推進、費用対効果の意識を徹底した事業の執行、事業活動の透明性・適格性の確保、法人としての事業の計画的・効率的な執行等を基本にさらなる経営の健全化を推進する。

② 事業の効率的な執行

職員の能力発揮推進と職場管理の徹底等、人材の適正配置による効率的な業務の推進を図る。

③ 事業計画・事業報告及び予算・決算等関係事務の的確な推進

寄附行為等に則った事業計画・事業報告及び予算・決算等の関係事務を遂行し、理事会・評議員会での審議の円滑化や主務官庁への的確な報告を行う。

④ 事務の簡素・合理化の推進

業務執行体制や事務処理規程等の見直し、JITCO 基幹業務システムの効果的運用を通じ、事務の簡素・合理化を推進する。

- ⑤ 新公益法人制度への対応
新公益法人制度に対応した財団の機関・組織体制の設計や定款の検討等、公益財団法人への移行準備について検討する。
 - ⑥ 国への予算・制度要望
各種会議の場や、共管5省との会合等を通じ、健全な事業推進に必要な予算の確保や制度改善に対する要望等を行う。
- (2) 財団の管理運営
- ① 理事会・評議員会の開催
理事会・評議員会を定期的に又は必要な場合随時に開催し、次年度の事業計画及び収支予算、前年度の事業報告及び収支決算等の議決承認を得る。
 - ② 監査法人による外部監査の実施
会計の健全性と透明性を確保するため監査法人による外部監査を実施する。
 - ③ 所管各省の立入検査等の受検
共管5省の公益法人として、業務運営状況、各事業の実施状況、予算・決算等について、国の定例的な立入検査に的確に対応する。
- (3) 財団の事業推進体制の整備
- ① 情報セキュリティ対策の推進
情報セキュリティ対策について、職員への教育、技術的対策の導入等、効果的な施策を推進する。
 - ② JITCO 基幹業務システムの安定稼働と改善の推進
JITCO 基幹業務システム(J-BIS)等の更なる安定稼働と信頼性の確保に継続して努めるとともに、2009年に予定されている制度改定に対応したシステム機能開発を適時実施する。
 - ③ 職員研修の充実
職員研修の効果的な実施及び自己啓発の奨励を通じて JITCO 職員の人的資本の一層の開発・向上に努める。
 - ④ 本部・地方駐在事務所の体制整備
本部及び地方駐在事務所について、業務量等を考慮した適切な人事配置を行うとともに、相談来訪者が利用しやすい環境を整備する。
- (4) 賛助会員の募集・管理・会費徴収
賛助会員の募集・入退会管理・会費徴収を適切に行う。

以 上